

◎東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律

(平成二十三年四月二九日法律第三四号)

一、提案理由(平成二十三年四月二七日・衆議院国土交通委員会)

○大畠国務大臣　ただいま議題となりました東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。
……………(略)……………
次に、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案につきまして申し上げます。

本年三月の我が国観測史上最大の地震及びこれに伴う大津波により、市街地の多くの建築物が滅失するなど、東北地方及び

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律

関東地方の太平洋沿岸部を中心に甚大な被害が発生したところであります。

今後、このように甚大な被害を受けた市街地において計画的かつ健全な復興を図るためには、各地方公共団体が、復興に向けたまちづくりの計画を策定するまでの間、当該市街地において無秩序な建築が行われないよう、建築を制限し、または禁止することが可能となるようにする必要があります。

建築制限につきましては、建築基準法において、災害発生日から最長で二ヶ月間、建築の制限または禁止を行うことが可能となつており、今般の震災では、五月十一日が期限となつております。しかしながら、今般の被害が極めて甚大であるため、この間に地方公共団体がまちづくりの計画を策定するための手続き等を行うことは困難となつています。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

特定行政署である県及び市は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地について、建築基準法の規定にかかわらず、一定の区域を指定して、平成二十三年九月十一日までの間、その区域内における建築物の建築を制限し、または禁止することができることとするとともに、特に必要があるときは、さらには

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律 一一六

二カ月以内で期間を延長できることとしております。

以上が、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案を提案する理由であります。これらは、被災した地方公共団体の要望を十分に踏まえたものであります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二三年四月二八日)

○古賀一成君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
.....(略).....
.....(略).....

次に、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁が区域を指定し、平成二十三年九月十一日までの間、期間を限り、建築物の建築を制限し、または禁止することができる、また、特に必要があると認

めるときは、さらに二ヶ月を超えない範囲内においてその期間を延長することとするものであります。

両案は、去る四月二十六日本委員会に付託され、昨二十七日、大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二三年四月二八日)

○小泉昭男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
.....(略).....
.....(略).....

次に、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定の行政庁が建築物の建築を制限し、又は禁止することを可能とする特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行の進め方、地域住民の意向を反映した被災市街地の復興の必要性、被

災市街地の建築制限期間延長の理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。